

社会保障審議会 介護給付費分科会 (第 177 回) 意見書

【所属】 神奈川県知事

【委員氏名】 黒岩 祐治

議題 4 介護保険における新型コロナウイルス感染症に対する主な対応 (報告) について

介護サービス事業所が感染拡大防止のために講じた対策に対し、介護報酬で評価 (加算) を行うべきである。

【提案 新型コロナ対応加算を臨時に創設】

例 新型コロナ感染拡大防止体制加算

対象：感染拡大防止対策を講じている全事業所

課題：これまででない対策を講じているが、評価されていない。

参考：1月につき基本報酬の20%加算等 (訪問介護員の特定事業所加算を参考)

▶ 介護サービス事業所の感染防止対策を評価し、加算する恒久的な仕組み構築

その他 介護職員への慰労金の迅速な支給を要望

- ・ 介護事業は国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務として、緊急事態宣言下でも事業の継続を求められてきた。
- ・ 介護事業所は介護従事者の毎日の健康管理や面会禁止、3密を避けるためのサービス提供、疑い者発生時の隔離等の徹底など、これまででない様々な感染防止対策を講じた上でサービス提供に当たっている。
- ・ 介護はその業務の特性上、利用者との濃厚接触が避けられない。また、認知症の方など、マスク着用や手洗いなどの感染防止対策が困難な利用者にも対応せざるを得ない。
- ・ 現在、介護従事者は感染リスクの不安の中で使命感から業務を継続するとともに、介護事業者は感染拡大防止のために通常の対策以上の手間や労力をかけている。
- ・ 診療報酬においては臨時に特例的な評価が設けられたところであるが、介護現場の事業の継続のため、介護報酬においても感染リスクを踏まえた評価 (加算) を臨時的に創設すべきである。
- ・ 介護報酬では、これまで感染防止対策を評価した加算はなかったが、今後は、事業所の取組を推進し、インセンティブを与えるため、感染防止対策に着目した評価 (加算) の恒久的な仕組みを構築すべきである。
- ・ 介護報酬改定において、感染防止対策の強化に取り組む事業者を支援するため、そうした視点での改定を行うよう、検討を進めてもらいたい。